

○議長（吉田敏郎）

日程第5 議案第25号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布により、低所得者の保険料における軽減幅が改正されたため、町条例においても所要の改正をしたいので、開成町介護保険条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀井知之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第25号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年4月30日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について御説明をいたします。

国では、消費税による公費を投入しまして、低所得者の介護保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から第1段階の方の保険料軽減を行ってまいりましたが、昨年10月の消費税率10%への引上げに合わせ、対象を第1段階から第3段階までに拡大し、段階的にさらなる軽減強化を図ることといたしました。このたびの政令改正により、保険料の軽減幅が改正されたことにより、町の介護保険条例第5号に規定する保険料を改正するものでございます。

お手元に配付しております議案参考資料も御参照いただきながら、説明をいたします。

現在の第1段階の軽減割合は、これまで本則では0.5でありましたが、表にございますように段階的に軽減されており、令和2年度には0.3となります。第2段階は同様に0.5に、第3段階は同様に0.7とされます。

それでは、議案の1ページを御覧ください。

開成町条例第 号開成町介護保険条例の一部を改正する条例。

開成町介護保険条例(平成12年開成町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただき、右が改正前、左が改正後でございます。

第5条第2項でございますが、前項の第1号に係る保険料について、調整率0.3を適用した金額である1万9,290円に改正をいたします。

第3項は、第1項第2号に係る保険料について、調整率0.5を適用した金額である3万2,160円に改正をいたします。

第4項は、第1項第3号に係る保険料について、調整率0.7を適用した金額である4万5,020円に改正をするものでございます。

次のページを御覧ください。附則でございます。第1条、この条例は公布の日から施行いたします。第2条、改正後の開成町介護保険条例第5条の規定は、令和2年度の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

よろしいですか。

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第25号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。